

4 親子ともに健やかな成長を目指した健康づくり

(1)子どもと親の健康確保

No.	施策(事業)名	記入課	内容(第1期計画記載)	実施状況(元年度)	評価	今後の取り組み	方向性
1	小児医療の充実	健康課	久留米広域小児救急医療センターにおける小児救急医療や、小郡三井地区で月に1回休日小児科診療を実施しています。 今後も、県及び近隣の市町、関係機関との連携を強化し、二次救急医療体制も含めた小児医療の充実に努めます。	・小児救急電話相談の周知・啓発活動 ・久留米広域小児救急センターへの負担金の財源確保 ・在宅当番医制業務の委託契約・委託料の財源確保 ・病院群輪番制への負担金の財源確保 ・必要に応じて関係医師会や医療機関との連携・調整	A	市民が安心して必要かつ適切な医療を受けられる救急医療体制が確保されている。在宅当番医、病院群輪番制、小児救急それぞれの事業で実施主体や事務局、関係市町村が異なるため、より一層の連携強化や情報共有が必要となる。 〈具体的な取り組み〉 ・小児救急電話相談の周知・啓発活動 ・久留米広域小児救急センターへの負担金の財源確保 ・在宅当番医制業務の委託契約・委託料の財源確保 ・病院群輪番制への負担金の財源確保 ・必要に応じて関係医師会や医療機関との連携・調整	継続
2	母子健康手帳の交付(父子健康手帳の交付)	健康課	妊娠中や出産後の母体の経過、乳幼児の健康状態、健康診査や予防接種の記録として必要な事項を記載し、母子の健康管理と適切な医療の確保を目的として母子健康手帳を交付します。また、父子健康手帳の交付を通じて、父親の育児参加を促します。	・母子健康手帳交付(父子健康手帳の交付)	A	母子健康手帳の交付時に母子やその家族の状況を把握し、支援が必要な方に対するケアプランを作成し、各種相談事業を利用した継続的な支援や、関係機関との連携など、妊娠期から切れ目のない支援を行っていく。	継続
3	母子保健相談指導事業の推進	健康課	妊産婦や乳幼児の健康・栄養などの問題に対する個別指導や相談に応じるとともに、講習会や実習等による集団教育を通して、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及を図ります。 また、育児不安の解消や仲間づくりを目的として、各種の母子保健相談指導事業を推進します。	・健康相談室や電話による個別相談 ・育児発育相談 ・離乳食教室 ・ようこそ赤ちゃん教室 ・子育て相談 ・産後ケア事業	A	各種相談事業を実施し、妊産婦・乳幼児へ妊娠・出産・育児に関する知識普及や育児不安軽減を図っている。支援が必要な方のケアプランを作成し、各種相談事業を活用し継続的な支援を実施する。必要に応じて関係機関と連携し支援していく。	継続
4	乳幼児健康診査事業の推進	健康課	先天異常などの疾病や心身障害のある子どもの早期発見・早期治療を促し、乳幼児の健康状態の向上を図るとともに、子どもの心の健康や養育等の育児不安への支援等、関係機関と連携し、個々のケースに応じた支援を行います。	・4か月児健康診査 ・10か月児健康診査 ・1歳6か月児健康診査 ・3歳児健康診査	A	医師の診察や専門職による相談を行うことで、疾病や発達障がい等の発見につながっている。精密検査が必要な場合は紹介状を発行し、受診へつなげている。 集団健診のため、乳幼児や保護者へ支援する時間は限られているが、保護者の話を聴き、不安や疑問が解消するように努めていき、必要に応じて各種相談事業を案内していく。	継続
5	乳児家庭全戸訪問事業(妊産婦・新生児訪問指導事業)の推進	健康課	妊産婦については、身体的条件や生活環境など保健指導が必要である場合に、家庭を訪問し妊娠・出産・育児に必要な指導を行い、妊娠・出産に支障を及ぼすおそれがある場合は医療機関に受診勧奨します。また、新生児については生後2か月頃に全戸訪問を実施し、新生児養育に必要な事項を指導、支援します。 今後は、訪問時における子育て情報の提供や、育児支援が必要な家庭及び虐待のリスクが高い家庭等のフォロー体制の構築を検討します。	・妊産婦・新生児訪問指導事業	A	母子健康手帳発行時のアンケートや面接、他機関情報から妊婦の状況を把握し、支援が必要な妊婦に対してケアプランを策定し、妊娠中から訪問等による支援を実施する。引き続き生後2か月頃の乳児へ全戸訪問を実施する。子育て支援課等関係各課や関係機関と連携し、子育て情報の提供や虐待予防に向けてフォロー体制の構築に努めていく。	継続
6	未熟児への支援	子ども育成課	「母子保健法」に基づき、入院が必要な未熟児に医療費、ミルク代の給付を行い、退院後の家庭訪問や見守りなど、福岡県(北筑後保健福祉環境事務所)と連携しながら、乳児の健やかな成長を支援します。	未熟児養育医療費助成券を交付し、医療費を助成した。	A	引き続き、未熟児養育医療費助成券の発行を行う。対象者については健康課と情報共有を密にする。	継続

6	未熟児への支援	健康課	「母子保健法」に基づき、入院が必要な未熟児に医療費、ミルク代の給付を行い、退院後の家庭訪問や見守りなど、福岡県(北筑後保健福祉環境事務所)と連携しながら、乳児の健やかな成長を支援します。	・未熟児に対する家庭訪問	A	養育医療の給付を受ける未熟児をすみやかに把握できるよう、子ども育成課と連携している。保護者へすみやかに連絡をとり訪問を行い、出生状況や疾患、成長発達等を確認し、保護者の不安が軽減されるよう支援していく。また、乳幼児健診等の母子保健事業や医療機関受診結果により、成長発達経過を確認し、必要に応じて子育て支援課や子ども育成課、県、医療機関等と連携をとりながら支援をしていく。	継続
7	不妊治療への情報提供	健康課 子育て支援課	不妊治療については、福岡県不妊治療費助成事業のパンフレットやポスターを掲示するなど周知を図るとともに、事業の活用を促します。	・福岡県不妊治療費助成事業のパンフレット配布 ・問い合わせ、相談時に福岡県不妊治療費助成事業案内	A	福岡県が実施している不妊治療費助成事業に関する情報を周知していく。	継続

4 親子ともに健やかな成長を目指した健康づくり

(2) 思春期保健対策の推進

No.	施策(事業)名	記入課	内容(第1期計画記載)	実施状況(元年度)	評価	今後の取り組み	方向性
1	思春期保健対策事業・性教育の充実	教務課	思春期における喫煙や飲酒、薬物乱用の防止、また、性感染症や人工妊娠中絶など性行動の問題について、中学校における非行防止学習や性教育を通して、正しい理解と啓発を図ります。また、小学校では、心と体の発育について学習することで、自分の健康状態に関心を持ち、性にかかわる問題についても正しい理解ができるよう努めます。	喫煙・飲酒・薬物乱用の防止教育を行った。また、性教育においては、一部の学校において産婦人科医を招いての授業を行った。	B	今後も、専門機関等とも連携しながら取り組みを行っていく。	継続
2	思春期における保健・福祉事業の推進	生涯学習課	思春期の子どもに対し、赤ちゃんふれあい体験学習や幼稚園・保育所(園)への職場体験などを通して乳幼児とふれあう機会を提供し、命の大切さや男女共同の育児についての学習を促します。子どもの成長を見守る親の喜びや責任についてもふれることができる赤ちゃんふれあい体験の取り組みが、より多くの学校へ広がるよう推進していきます。	乳幼児健診の際、小郡中の3年生が赤ちゃんふれあう体験学習を実施。赤ちゃんふれあい、保護者から話を聞くなど、命の大切さや親の思いについて考える機会を提供した。	A	市から直接予算執行を伴うのは小郡中のみであり、他中学校では校区内の幼保施設等との連携により、独自の体験活動などを行っているケースもある。現在の生涯学習かでは家庭・青少年教育に関する分掌事務がないため、対応に苦慮している。	継続
2	思春期における保健・福祉事業の推進	健康課	思春期の子どもに対し、赤ちゃんふれあい体験学習や幼稚園・保育所(園)への職場体験などを通して乳幼児とふれあう機会を提供し、命の大切さや男女共同の育児についての学習を促します。子どもの成長を見守る親の喜びや責任についてもふれることができる赤ちゃんふれあい体験の取り組みが、より多くの学校へ広がるよう推進していきます。	思春期ふれあい体験学習	A	事前学習後、乳幼児健康診査で対象となる親子と市内中学生とのふれあい体験を実施している。主管課と連携をとりながら実施していく。	継続
2	思春期における保健・福祉事業の推進	教務課	思春期の子どもに対し、赤ちゃんふれあい体験学習や幼稚園・保育所(園)への職場体験などを通して乳幼児とふれあう機会を提供し、命の大切さや男女共同の育児についての学習を促します。子どもの成長を見守る親の喜びや責任についてもふれることができる赤ちゃんふれあい体験の取り組みが、より多くの学校へ広がるよう推進していきます。	小・中学校において、命の大切さや男女共同についての授業を行った。	B	今後も継続した取り組みを行っていく。	継続

4 親子ともに健やかな成長を目指した健康づくり
 (3)健康なからだづくり

No.	施策(事業)名	記入課	内容(第1期計画記載)	実施状況(元年度)	評価	今後の取り組み	方向性
1	子どもの発育・発達段階に応じた運動の推進	スポーツ振興課	就園前から身体運動(からだを動かすこと)を行うことにより、心肺機能を中心とした呼吸循環系・神経系・筋骨格系を発達させ、筋力・瞬発力・持久力・柔軟性を高めていきます。 また、親をはじめ、大人と子どもで運動を行うことで、コミュニケーション能力や好奇心・チャレンジ精神を養うとともに、スキンシップを通じてより良好な親子関係・人間関係を築けるように促進します。	身体遊びを通して運動神経を伸ばすことを目的に「軽スポーツチャレンジ」夏休み期間中に2回開催し、幼児から小学生まで親子28名の参加があった。また、未就園児対象の親子スポーツチャレンジ「かるがも教室」を年20回開催し、29組の親子(総数702名)が参加があった。	B	指導者・協力者の育成を図るための研修や養成講座を実施していく。 子どもの運動機会を増やす取組みを総合的に進めていくための部局を越えたネットワークを構築していく。	継続

4 親子ともに健やかな成長を目指した健康づくり
 (4)「基本的生活習慣の確立」の推進

No.	施策(事業)名	記入課	内容(第1期計画記載)	実施状況(元年度)	評価	今後の取り組み(第2期の原案文)	方向性
1	「基本的生活習慣の確立」の推進	子育て支援課	子どもたちが健やかに成長していくためには、適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠が大切です。就学前及び小学校低学年において、「早寝、早起き、朝ごはん」の規則正しい生活習慣を習得するため、生活や学習の基盤づくりを支援します。	市内子育て支援センターにおいて、「基本的生活習慣の確立」に向けた子育て講座を実施した。	A	子どもの姿や育ちを考慮し、健康課とも連携しながら「基本的生活習慣の確立」を目指した取組を進めます。	継続
1	「基本的生活習慣の確立」の推進	子ども育成課	子どもたちが健やかに成長していくためには、適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠が大切です。就学前及び小学校低学年において、「早寝、早起き、朝ごはん」の規則正しい生活習慣を習得するため、生活や学習の基盤づくりを支援します。	○県から5歳児家庭に配布された青少年アンビシャスカレンダー※2)を活用した啓発の実施 ・実施日 令和元年7月～9月 ・配布先 公立幼稚園の5歳児 51名 各家庭でカレンダーの活用を意識的に取り組んでもらうことで、規則正しい生活習慣の定着につなげることができた。 ○保護者に向けた啓発チラシの作成・配布を実施 ・実施日 令和元年7月～令和2年3月(年3回発行) ・配布先 (公・私)幼稚園・小学校・中学校の全保護者 啓発チラシ「織姫☆彦星キャンパス通信」を発行することで、講座に参加できない家庭に対しても家庭教育の啓発を促した。	B	子どもたちが健やかに成長していくためには、適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠が大切です。就学前及び小学校低学年において、「早寝、早起き、朝ごはん」の規則正しい生活習慣を習得するため、生活や学習の基盤づくりを支援します。	継続
2	保育所(園)・幼稚園等における「食育」の推進	保育所・幼稚園課	保育所(園)においては、調理師・保育士等による日々の給食指導に加え、栄養士による巡回指導で園児への「食育」を実施するとともに、「一日三食、偏食せずに、よくかんで食べる」などの習慣を身につけるよう学習・啓発します。幼稚園においても、農業体験等を通じて食育を推進します。 また、保護者を交えた親子食育セミナーの開催など、家庭における「食育」を普及・啓発します。	園児自身で栽培した野菜を食べたり、食事・食物に関する絵本の活用を通じて食育を推進した。	B	保育所(園)においては、調理師・保育士等による日々の給食指導に加え、栄養士による巡回で園児への「食育」を実施するとともに、「一日三食、偏食せずに、よくかんで食べる」などの習慣を身につけるよう学習・啓発します。幼稚園においても、農業体験等を通じて食育を推進します。 また、保護者を交えた親子クッキングの開催など、家庭における「食育」を普及・啓発します。	継続

3	小・中学校での「食育」に関する指導の推進	教務課	<p>家庭での欠食も見受けられる子どもたちの食生活を見直すために、規則正しく食事を取ることの重要性を、栄養教諭が「食に関する指導」というプログラムによって指導を行い、食育の啓発に努めていきます。また、地域で生産された食材を給食献立に取り入れることで、農業の重要性や生産者に対する感謝の気持ちを育みます。</p> <p>「食事の喜び、楽しさ、重要性を理解する」「心身の健康を管理する能力の育成」「食品を選択する能力の育成」「食物を生産する人々への感謝の心の育み」「食生活のマナーや人間関係形成能力の育成」「食文化を尊重する心の育成」を6つの柱として食育の充実を図ります。</p>	<p>食事の重要性や食育について、栄養教諭や学校給食課等と連携を行いながら指導・啓発を行った。</p>	B	<p>引続き、栄養教諭や学校給食課等と連携しながら、食事の重要性や食育についての学習を行っていく。</p>	継続
3	小・中学校での「食育」に関する指導の推進	学校給食課	<p>家庭での欠食も見受けられる子どもたちの食生活を見直すために、規則正しく食事を取ることの重要性を、栄養教諭が「食に関する指導」というプログラムによって指導を行い、食育の啓発に努めていきます。また、地域で生産された食材を給食献立に取り入れることで、農業の重要性や生産者に対する感謝の気持ちを育みます。</p> <p>「食事の喜び、楽しさ、重要性を理解する」「心身の健康を管理する能力の育成」「食品を選択する能力の育成」「食物を生産する人々への感謝の心の育み」「食生活のマナーや人間関係形成能力の育成」「食文化を尊重する心の育成」を6つの柱として食育の充実を図ります。</p>	<p>栄養教諭等が各学校において「食に関する指導」を実施したり、調理員や地元生産者が学校に赴き児童と給食時間をともにする「おでかけ給食」の取組が実施できている。</p>	B	<p>引き続き、栄養教諭が各学校において「食に関する指導」を実施するとともに、調理員や地元生産者が学校に赴き児童と給食時間をともにする「おでかけ給食」の取組を実施します。また、地元農産物を給食献立に取り入れるとともに、地元農産物を使用した給食献立の考案を行い、地産地消の推進を図ります。</p>	継続
4	妊娠中からの「食育」の推進	健康課	<p>ようこそ赤ちゃん教室において、妊娠中から食べることの意義・栄養バランスの大切さを啓発することにより、望ましい食習慣を身につけるよう促します。また、乳幼児健康診査等においても食育について講話を行い、家庭における食育を普及・啓発します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ようこそ赤ちゃん教室での食育の講話 ・乳幼児健康診査での食育の啓発 ・食生活改善推進員による啓発 ・離乳食教室での啓発 	A	<p>ようこそ赤ちゃん教室：妊娠中の栄養についての講話を実施。</p> <p>乳幼児健康診査：専門職による保健相談を実施。</p> <p>食生活改善推進員による啓発：ようこそ赤ちゃん教室でだしのとり方の実演や簡単レシピの紹介、試食提供を実施。また、1歳6か月児健康診査及び3歳1か月児健康診査にて、おやつ必要性や食事バランスについての講話を実施。親子あそび教室においても、保護者への講話や調理実習を実施している。</p> <p>離乳食教室：離乳食の進め方に関する講話と調理実習の実施。</p> <p>また、おごおり健康・食育プランに基づき、家庭における食育の普及・啓発のため食育講演会を開催する。</p>	継続